

東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金交付要綱

平成 26 年 4 月 1 日
25 都市基交第 488 号
改正 平成 27 年 4 月 1 日
26 都市基交第 633 号
平成 28 年 4 月 1 日
27 都市基交第 797 号
平成 29 年 4 月 1 日
28 都市基交第 856 号
平成 30 年 4 月 1 日
29 都市基交第 924 号
令和 元年 9 月 29 日
31 都市基交第 506 号
令和 2 年 4 月 1 日
31 都市基交第 1069 号
令和 4 年 4 月 1 日
3 都市基交第 1018 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、鉄道駅総合バリアフリー推進事業に要する経費の一部を東京都（以下「都」という。）が補助することに関し必要な事項を定めることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「ホームドア等整備促進事業」とは、既存の鉄軌道駅（平成 26 年 3 月 31 日までに設置された駅に限る。以下同じ。）に、ホームドア、それに付随する固定柵（以下これらを「ホームドア」という。）及び内方線付き点状ブロックを整備するため、区市町村が鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 3 条の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けて鉄道事業を営業者及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 3 条の規定に基づき国土交通大臣の特許を受けて運輸事業を営業者（以下これらを「鉄軌道事業者」という。ただし、東京都交通局及び東京地下鉄株式会社を除く。）に補助金を交付する事業をいう。

二 「鉄道駅エレベーター等整備事業」とは、既存の鉄軌道駅に、駅舎等の出入口から車両等の乗降口まで段差なく移動できる経路等（以下「バリアフリールート」という。）を確保することを目的に、単独での車椅子の乗り降りが可能なエレベーター（以下「車椅子対応エレベーター」という。）、障害者用誘導ブロック、スロープ及び手すりを整備するため、区市町村が鉄軌道事業者に補助金を交付する事業をいう。ただし、車椅子対応エレベーターの設置が困難な場合であって、東京都知事（以下「知事」という。）が必要と認める場合は、車椅子乗用ステップ付きエスカレーター（電動車椅子での利用も可能なエスカレーターをいう。）の整備も本号の事業とみなす。

三 「バリアフリー基本構想等作成事業」とは、バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）及び移動等円滑化促進方針（以下「促進方針」という。）を区市町村が作成する事業をいう。

(1) 基本構想とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想をいう。

(2) 促進方針とは、法第24条の2に規定する、区市町村の区域内の移動等円滑化促進地区における、移動等円滑化の促進に関する方針をいう。

四 「鉄道駅バリアフリースイレ等整備促進事業」とは、既存の鉄軌道駅に、車椅子利用者が利用できる広さや手すり等のある新たな高齢者障害者等用便房（以下「バリアフリースイレ」という。）の整備及び車椅子利用者が利用できる広さや手すり等に加え、おむつ交換台、ベビーチェア等を備え、車椅子使用者だけでなく高齢者、障害者、乳幼児連れの方等、多様な人が利用できる設備や機能の一部を一般便房に分散配置する整備を実施するため、区市町村が鉄軌道事業者に補助金を交付する事業をいう。

五 「生活交通改善事業計画」とは、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国の要綱」という。）に基づき設置された都、区市町村及び交通事業者又は交通施設の管理者等から成る協議会（以下「協議会」という。）が、地域公共交通の確保・維持・改善のために、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、協議会での議論を経て策定する、バリアフリー化を図るための取組についての計画をいう。

六 「鉄道駅総合バリアフリー推進事業」とは、駅を中心としたまちのバリアフリー化を面的かつ一体的に行うため、自由通路や駅前広場等への技術的支援とともに、ホームドア等整備促進事業、鉄道駅エレベーター等整備事業、バリアフリー基本構想等作成事業及び鉄道駅バリアフリースイレ等整備促進事業と併せて駅のバリアフリー施策を一体として行う事業をいう。

2 この要綱において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、国の要綱において使用する用語の例による。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、区市町村とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ホームドア等整備促進事業、鉄道駅エレベーター等整備事業、バリアフリー基本構想等作成事業及び鉄道駅バリアフリートイレ等整備促進事業とする。ただし、ホームドア等整備促進事業及び鉄道駅エレベーター等整備事業の補助対象は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方（令和元年9月東京都都市整備局）」（以下「優先整備の考え方」という。）に示した継続する取組に該当する駅とする。
- 二 優先整備の考え方に示した新たな取組のうち、優先整備の考え方に基づき、鉄軌道事業者が作成する整備計画に記載され、都が認定した駅とする。ただし、鉄道駅エレベーター等整備事業については、令和5年度からは、本号の規定に加え、基本構想又は促進方針に位置付けがある駅を補助対象とする。

(補助対象経費)

第5条 ホームドア等整備促進事業に係る補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、それぞれの事業において対象とする既存の鉄軌道駅におけるホームドア及び内方線付き点状ブロックの整備に関する経費のうち、設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費（車両改造及び定位置停止装置の費用を含まないものとする。）から寄附金その他収入を控除した額とする。

- 2 鉄道駅エレベーター等整備事業に係る補助対象経費は、それぞれの事業において対象とする既存の鉄軌道駅における垂直移動装置、障害者用誘導ブロック、スロープ及び手すりの整備に関する経費のうち、設計費、機械本体購入費、材料購入費、据付け工事費及びその関連付帯工事費から寄附金その他収入を控除した額とする。
- 3 鉄道駅バリアフリートイレ等整備促進事業に係る補助対象経費は、それぞれの事業において対象とする既存の鉄軌道駅における、車椅子利用者が利用できる広さや手すり等のある新たなバリアフリートイレの整備及び車椅子利用者が利用できる広さや手すり等に加え、おむつ交換台、ベビーチェア等を備え、車椅子使用者だけでなく高齢者、障害者、乳幼児連れの方等、多様な人が利用できる設備や機能の一部を一般便房に分散配置する経費のうち、設計費、本体購入費、工事費及びその関連付帯工事費から寄附金その他収入を控除した額とする。
- 4 前三項の補助対象経費のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税及び地方消費税相当分については、補助対象としない。

5 バリアフリー基本構想等作成事業に係る補助対象経費は、基本構想及び促進方針の作成に必要な経費のうち、知事が認める経費とする。

(補助金の交付額)

第6条 ホームドア等整備促進事業、鉄道駅エレベーター等整備事業及び鉄道駅バリアフリートイレ等整備促進事業に係る補助金の交付額は、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額を限度とし、区市町村の実支出額から2分の1を乗じて得た額の範囲内で、かつ予算の範囲内とする。ただし、その内訳にあつては、次に掲げる各号の条件を満たすものとする。

一 ホームドア等整備促進事業に係る補助金の交付額は、ホームドア1列につき、4,000万円を限度額とする。ただし、令和元年度以前に当初の交付決定を受けており、事業全体が継続している案件は、ホームドア1列につき、3,000万円を限度額とする。

二 鉄道駅エレベーター等整備事業に係る補助金の交付額は、エレベーターのかごの有効寸法が「T o k y o 2 0 2 0 アクセシビリティ・ガイドライン（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）」（以下「ガイドライン」という。）で示す標準基準未満の場合は、1基につき、2,000万円を限度とする。エレベーターのかごの有効寸法がガイドラインで示す標準基準以上の場合は、1基につき、3,000万円を限度とする。ただし、令和元年度以前に当初の交付決定を受けており、事業全体が継続している案件は、1鉄軌道駅につき、3,500万円を、1鉄軌道駅に3基以上整備する場合は、5,000万円を限度とする。

三 鉄道駅バリアフリートイレ等整備促進事業に係る補助金の交付額は、1鉄軌道駅につき、500万円を限度とする。

2 バリアフリー基本構想等作成事業に係る補助金の交付額の内訳にあつては、次に掲げる各号の条件を満たすものとする。

一 基本構想の作成に係る補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額を限度額とし、かつ、国の補助金を受ける場合は、国の交付額以内とする。

二 促進方針の作成に係る補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費に4分の1を乗じて得た額、かつ、250万円を限度額とする。ただし、国の補助金を受ける場合は、国の交付額の2分の1以内とする。

3 前各項の補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業を実施するに当たり、補助金の交付を受けようとする区市町村及び鉄軌道事業者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式の交付申請書に、生活交通改善事業計画（ホームドア等整備促進事業及び鉄道駅エレベーター等整備事業の実施に当たり、鉄

軌道事業者が国の要綱に基づく補助金の交付を受ける場合に限る。)及びその他関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、申請が適正であると認めるときは、速やかに補助金の交付及び交付額を決定し、別記第2号様式の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 知事は、前条の規定による補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付することができる。

(補助事業の計画変更の承認申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式の補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(変更決定及び通知)

第11条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、申請が適正であると認めるときは、速やかに、別記第4号様式の補助事業計画変更承認通知書により、補助事業者には通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに別記第5号様式の補助事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(事故報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第6号様式の事故報告書を知事に提出し、その指示を受けるものとする。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、知事の要求があった場合は、速やかに事業の状況を報告するものとする。

2 バリアフリー基本構想等作成事業については、補助事業者は、法第24条の4及び法第

26条の規定に基づき関係者等から構成される協議会を設置した場合には、その協議会の報告内容をもって、前項の報告に代えることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業が完了せずに都の会計年度が終了したときは、速やかに別記第7号様式の実績報告書に關係書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告するものとする。第12条の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

(補助金の交付額の確定及び通知)

第16条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の内容が、第8条に規定する補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第8号様式の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、前条の規定により確定した補助金を請求するときは、別記第9号様式の請求書により請求するものとする。

(補助金に係る経理)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、帳簿及び証拠書類を備え、収入及び支出を明らかにしておくものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(取得財産等の整理)

第19条 第3条の補助対象事業者は、ホームドア等整備促進事業、鉄道駅エレベーター等整備事業又は鉄道駅バリアフリートイレ等整備促進事業において、区市町村が交付する補助金（以下「区市町村補助金」という。）の交付を受ける鉄軌道事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、若しくはその効用を増加した時期又はその所在場所、価格、取得財産等に係る補助金の状況が明らかになるよう整理させるものとする。

(書類等の保存)

第20条 第3条の補助対象事業者は、区市町村補助金の交付を受ける鉄軌道事業者は、次

に掲げる書類等を、第2項で定める期間保存させるものとする。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する書類等の保存期間は、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号）で定める期間（以下「国土交通大臣が定める期間」という。）とする。

（取得財産等の管理等）

第21条 第3条の補助対象事業者は、区市町村補助金の交付を受ける鉄軌道事業者に、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理させ、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らせるものとする。

（取得財産等の処分の制限）

第22条 第3条の補助対象事業者は、区市町村補助金の交付を受ける鉄軌道事業者に対し、取得財産等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号までに掲げる財産並びに同条第4号及び第5号の規定により国土交通大臣が定める財産に限る。次項において同じ。）について、国土交通大臣が定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供させないものとする。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、別記第10号様式の財産処分承認申請書により、知事に申請し、承認を得るものとする。

3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限時間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により鉄軌道事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を都に納付させるものとする。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。